

令和7年3月吉日

部会員各位

第 2 部 会
部会長 河俣 英人

5月第2部会開催ご案内

「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正」 ～企業が押さえておかなければならないポイントと実務対応～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようご案内致します。

※育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が令和7年4月から大幅に改正され、順次施行されます。育児・介護休業規程は、企業規模に関わらず整備する規定でありますので、法改正後のトラブルを防ぐ為にも対応する必要があります。また、今回の改正においては柔軟な働き方を実現するための措置が事業主の義務になり、現場や労務管理に大きな影響を与えることが予想されます。(テレワークの導入の努力義務化、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化等)。この為、法改正の内容と実務対応の具体的な手順を専門の講師をお招きして解説致します。また、多様な働き方が求められる中、「労働者協同組合」という新しい組織の形を選択し、地域課題の解決に取り組まれている法人の方を講師にお招きし、活動紹介を致します。人事・労務ご担当者は是非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容です。

尚、ご都合の悪い場合は代理の方をご派遣いただければ幸甚です。また、部会員以外の関係部署からの参加も承りますので、ご遠慮なさらず是非ともご参加を賜りますようお願い致します。

誠に恐縮ですが、出欠の有無を下記出欠表にて5月9日(金)までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

- 1、日時 令和7年5月16日(金) 13:30～16:00
2、会場 プラザ洞津 3階『孔雀の間』 津市新町1-6-28 TEL 059-227-3291
3、内容 第1部:「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正」

～企業が押さえておかなければならないポイントと実務対応～

- ・4月、10月の法改正内容と実務対応
- ・育児休業の取得状況の公表義務拡大
- ・出生後休業支援給付と育児時短就業給付
- ・男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場づくり

講師: 高原社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 高原 祥子 氏

第2部:「新たな就労形態による地域共生社会実現への試み」

講師: 労働者協同組合コモンウェーブ 代表理事 山浦 久美子 氏

以上

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ ----- セ ----- ン -----

5月第2部会出欠表 (令和7年5月16日)

出 席	欠 席
-----	-----

会 社 名

役職・お名前

TEL



三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 丸之内三重ビル3F

TEL 059-228-3557・3679 FAX 059-228-3710・3575